

特別定額給付金(10万円給付)の給付手続きについて

「特別定額給付金」の申請受付を5月7日(木曜日)から開始しております。給付金の受給には町への申請が必要です。

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は下記の方法を基本とし、給付は原則として世帯主(申請・受給者)の本人名義の銀行口座への振込により行います。

- (1) 郵送申請方式・・・町から郵送されてくる申請書に必要事項と書類を添付し、町へ提出する方法。
- (2) オンライン申請方式・・・マイナンバーカードを利用し、マイナポータルの「ぴったりサービス」から必要情報を入力し電子申請を行う方法。

上記(1)、(2)のいずれか一方で申請してください。

※申請書は令和2年5月7日(木曜日)に簡易書留にて送付しております。

「特別定額給付金申請書在中」と書かれた茶封筒(画像:左)を送付しております。**申請書と本人確認書類(運転免許証、保険証など)のコピー、振込口座の通帳またはキャッシュカードのコピー**を準備の上、同封してある黄色い返信用封筒(画像:右)で返送してください。



申請受付期限 令和2年8月7日(金曜日)

※期限を過ぎてからの申請はできませんので、手続きはお早めをお願いします。

コピーが取れない方、書き方が分からない方は、役場本庁2階(企画調整課)、内之浦総合支所(町民生活課)、岸良出張所にて窓口受付も行っておりますのでお気軽にお越しください。

申請書が届いていない方は下記へお問い合わせください。

■お問い合わせ先：肝付町役場 企画調整課 0994(65)8422

県からのお知らせ

自動車税種別割の納付に ご注意

自動車をお持ちのみなさん、自動車税種別割の納付はもうお済みでしょうか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在で、自動車検査証に記載されている自動車の所有者または使用者に納めていただく税金です。

本年度の納付期限は6月1日(月)です。納期内に納めてくださるようお願いいたします。なお、納税通知書がお手元に届いていない場合は、下記までご連絡ください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、納付が困難な方は最寄りの地域振興局・支庁にご相談ください。

▼お問い合わせ先 鹿児島地域振興局 自動車税課
☎099(261)5611

「ハンセン病問題を正しく 理解する週間」のお知らせ

ハンセン病問題に対する解決の促進を図るために、県では標記の週間を定めています。誤った隔離政策によって強制的に隔離され、ご本人だけでなくご家族も差別や偏見を受けました。病気が治っても家族の元へ帰れず、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされています。

鹿児島県内で社会的事業を起業 する方に支援金を支給します

地域社会が抱える課題の解決に資する事業を新たに起業する方に対し、起業経費の一部補助や、経営基盤強化のための支援を行う起業支援事業がスタートしています。

○期間 事業執行団体による公募開始(5月中旬頃予定)～事業執行団体が定める期日
○対象者 県内に居住している方(今後移住される方)で、県内で社会的事業を起業された方
○支援金 最大200万円

※詳しい支給要件等は、県ホームページをご覧ください。(「鹿児島起業支援金」で検索)

▼お問い合わせ先 県庁商工政策課
☎099(286)2990
FAX:099(286)5574
E-mail: syo-jin@pref.kagoshima.lg.jp